鍼灸とガバナンス

形井秀一

筑波技術大学名誉教授、洞峰パーク鍼灸院院長

【要旨】

「ガバナンス, Governance」という語は、「組織における意思決定、執行、監督にかかわる機構」という意味で使われている。

日本に、鍼灸ガバナンスが存在するか否かはさておくとして、鍼灸ガバナンスが機能するためには、鍼灸の制度、監督、指導の三つの要素を監視していくことが必要である。

鍼灸のガバナンスを今考える必要があるのは、日本での鍼灸の社会的地位が低い状況がある一方で、そのような日本の現状にお構いなく、世界に鍼灸が普及し、鍼灸の国際標準化が進みつつあるからである。

鍼灸界における意思決定、執行、監督に関わる機構が、日本鍼灸のガバナンスであるが、鍼灸の健全な臨床行為の監視・管理、非効率・不健全な行為をする治療者への制裁、鍼灸の社会的責任を果たす方策の確立等に関して機能する必要がある。日本鍼灸界におけるそのような組織について、過去と現在を踏まえ、考えてみたい。

キーワード:ガバナンス、鍼灸、国際標準化、意思決定、監督

I. はじめに

「ガバナンス、Governance」という語は、近年、マスコミでも話題となっているが、一般的に「組織における意思決定、執行、監督にかかわる機構」という意味で使われている。これに近い「ガバメント、Government」という語は、「政府や政府の機関、行政」という意味である。

また、コーポレート・ガバナンス、パブリック・ガバナンスなどの言葉もあるが、コーポレート・ガバナンスとは、「企業の効率的かつ健全な活動を可能にするシステム」という意味で使われる言葉で、具体的には、おおよそ三つの意味合いがある。

一つは企業の経営を監視するために必要な経営管理機構で、健全な経営であるように監視するという意味。二つ目に非効率・不健全な行為をする経営者に課す制裁;企業として効率的な仕事をやらなければいけないのに、怠った場合の制裁。三つ目は、企業の社会的責任を果たすためのディスクロージャー制度の確立;閉鎖的な経営や閉鎖的な企業ではなく、社会に開いた企業として活動することを掲げ、そのようなシステムを作ったうえで会社経営を行うことを意味する。

そこで、コーポレート・ガバナンスをひとつのヒントにして、鍼灸ガバナンスを考えたい。

Ⅱ. 鍼灸のガバナンス

1. 鍼灸が成り立つ要素

「ガバナンスと鍼灸」を考えるために、鍼灸がどのような要素で成り立っているかを再確認す

る。

鍼灸は、①針とモグサを使う治療法であり、それを学ぶための②学校教育がある。この教育の結果、学生の能力が一定水準に達していることを国が保証するのが、③鍼灸師の国家資格である。

そして、①については、鍼灸の臨床には、理論や技術があり、患者に安全で質の高い臨床を提供する。②教育はその質を保証する場であり、一定の質を保証する教育が行われることになる。

資格は、国家資格であるが、資格制度が設立した最初から国家試験があったわけではなく、制度自体が、「取り締まり方」から「取り締まり規則」、「営業法」、「~師法」と変遷し、都道府県知事資

「宮業法」、「~師法」と変遷し、都迫府県知事貸格から国家資格に変化してきた。どのような変遷があるにせよ、一定水準の質は求められ、それを認め、保証するものが資格である。

そして、それらの構成要素が機能するためには、 制度、監督、指導の三つの要素が機能しているか どうかを監視していくことが必要であり、それが ガバナンスである。

2. 何故、今、鍼灸のガバナンスを考えるのか

では、なぜ、今回、社会鍼灸学研究会で鍼灸の ガバナンスを取り上げたのか、その背景となる事 柄を最初に考えてみたい。それは、日本における 鍼灸の存在、あり方そのものが、様々な問題を抱 えているからである。

(1) 鍼灸の社会的地位の低さ

まず最初に、鍼灸は、社会的地位が不安定で、認知度が低い事が挙げられる。

明治以来、鍼灸の免許制度があるにも関わらず、 鍼灸の存在、地位は、不安定である。あるいは鍼 灸関係者の中では、鍼灸の社会的地位の低さに対 する不安が長年続いている状況がある。この現実 が、2018年度の社会鍼灸学研究会で、何人かの先 生の研究発表の中にあったように、どうやったら 鍼灸の認知度が上がるかを研究しようとする意 識に繋がっている。この状況が明治以来の長年の 未解決の宿題だと言える。

実は、筆者が鍼灸の分野に関わり始めた時も同じように感じた。鍼灸は社会的な認知度の低い分野で、そのような状況が続くことは望ましいことではないというのが最初の思いであった。どの様な方法で一般の方々に知ってもらえるか、それを明らかにし、実践していこうというのが、四十年前に関わり始めた時に抱いた気持ちであった。本年度の社会鍼灸学研究会1日目に研究発表された方々の言葉はよく分かる。だが、40年前の筆者と同じ意識を今の若手が持つ状況が続いているとしたら、自分自身、大いに反省しなければいけないと思っている。当時、解決したいと思っていた課題がまだ解決出来ておらず、皆さんにその課題をバトンタッチしてしまっているのだから。

ともかく、一般の認知度の低さが、歴史的、社 会的、制度的、文化的な状況の中で、変わらず続 いていること。これが、ガバナンスというテーマ を取り上げた理由である。

(2) 鍼灸の国際的な標準化

もう一つの要因としては、1860 年代くらいから始まっていた鍼灸の世界への広がりの動きが、1970 年代以降、さらに大きなものとなり、特に、2000 年代後半からそれは顕著になってきた。鍼灸の世界的な普及と交流が起こっており、各国それぞれの利害がぶつかり合う中で、その利害をどう解決していくか模索しなければならない状況になってきていることが挙げられる。

これは非常に大きな問題で、ISO、ICD、ICHI といった舞台での国際的な動きから分かるよう に、鍼灸が世界へ急激に拡大する状況にあり、鍼 灸を含む東洋医学が、WHOやICDなど、健康分 野で国際的な事柄を決定する場で議論されてい ることである。

2018年の6月にWHOからICD-11が発表されたが、西洋医学の疾病分類であるICDの中に東洋医学の証分類等が入る。この事は、2000年の

長きに亘る東洋医学の歴史を考えると驚くべき 事と言えるが、日本国内ではそのような受けとめ られ方をしていない。例えば、朝日新聞は、ICD が発表されたことを伝える 2018 年 5 月の記事の 中で、ICD-11 の中に、スマホなどへの依存症の問 題が入ったという事を大きく取り上げた。東洋医 学も入ったことは、記事の終わりの方で数行書い てある程度の取り扱いであった。おそらく、ほと んどの人が、その記事には気づいていないだろう。 朝日新聞の関東版には掲載されていたが、関西版 ではその「東洋医学」の数行さえ削られていたら しい。

だが既に述べたように、現時点では取り扱いは低いが、これは、東洋医学に関わる我々にとって、大きな出来事である。そしてそれ以上に、世界の医学、医療にとっては、非常に大きな出来事だと言える。西洋医学の疾病観で成立しているICDに、全く異なる東洋医学的な疾病分類・証分類が入ることになるからである。日本の歴史上の鍼灸の存在と、現在の世界の動きの中の日本鍼灸の在り様を、今、考えることが求められる所以である。

3. 日本鍼灸の地位の変遷

(1) 日本鍼灸の略史

日本において鍼灸の地位が、どのように変遷してきたかを簡単な略史で示す(図 1)。

- ・奈良時代→国の医学、中国からの理論・技術の輸入
- ・江戸時代→国の医学、日本化。湯液と競う、蘭方と競う
- ・明治時代→国の医学から外れる、西医の指導の下に。 鍼灸が国の医学化となることを目指す。
- ・大正時代 ~昭和(戦前) → 「営業規則」の成立、学校設立可 ・鍼灸の独自性堅持、西洋医学と対抗
- ・昭和時代(戦後)→あはき法の制定、学校教育法(専修学校)
 - ・科学的鍼灸を追求 ・西洋医学への対抗意識
- ・平成時代→西洋医学との統合、または、独自路線を模索
 - ・中韓、欧米などの鍼灸との違いの明確化必要
 - ・各国間で、鍼灸の有り様が異なる

図1 日本鍼灸の地位の略史

奈良時代に鍼灸を含む東洋医学は国の医学になり、中国から理論や技術を輸入し、それらを学ぶ時代が続いた。しかし江戸時代に入って、江戸幕府はゆるやかな鎖国政策をとったので、中国からの影響は小さくなり、結果的にそれまで海外から取り入れていた文化や文物を日本的なものに変えていく時代となった。それに加え、江戸時代には、蘭方も入ってきており、西洋医学、西洋文化も意識されていた。

に基づいた医師法が制定され、鍼灸は(西洋)医 師の指導の下に行うことが定められた。そして、 制度的には、1874年に鍼術灸術営業取締方、1911 年に鍼術灸術営業取締規則が作られ、鍼灸師の誕 生と鍼灸学校の建設が認められ、戦後 1947 年に は、「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」 が制定され、専修学校を設置することも可能とな り、現行制度につながる戦後の鍼灸が始まった。 そして、平成時代になると、中国や韓国など他 の国々の鍼灸との関係、対比を意識せざるを得な い状況になってきた。特に、この十年ぐらいは、 中医鍼灸、韓医鍼灸に続いて、「欧米鍼灸」も意識 しなければならない状況になってきた。つまり、 戦前から戦後にあった西洋医学と競い合う鍼灸 を追求しようとする視点から、アジアを始め、欧 米各国の鍼灸、つまり世界の鍼灸との関係に問題 がシフトしてきており、日本鍼灸が各国の鍼灸と 今後どの様に向き合っていくかという課題を解 決する必要がある。

そして、1868年、明治時代になると、西洋医学

(2) 戦後の日本鍼灸の立場

以上のように、日本鍼灸の社会的位置を大まか にみてきたが、戦後の日本鍼灸を少し詳しく見て いきたい。

第二次世界大戦後(以下、戦後)、明治以来行われてきた国の近代化がさらに発展する時期であるが、この時期の鍼灸界は、国の方向性と軌を一にして鍼灸の近代化を推進する必要があるとする①現代科学的な鍼灸を目指すグループと②(経絡治療を中心とした)古典の理論や技術に立脚する鍼灸を目指すグループ、そして、③1970年代以降に日本に直接入ってくる近代中国鍼灸理論を重視するグループ、の大きく3つの流れがあった。

①を目指す鍼灸の立場では、鍼灸の有効性を西洋医学、西洋科学的な実証で明らかにすることが求められた。しかし、②の鍼灸は、現代科学や医学の問題点を指摘し、相対的に、鍼灸の存在の優位性を主張する立場であった。この両者は対極にあって、相容れないように考えられるが、現在の鍼灸治療院を訪れる患者のほとんどが、西洋医学も受療し、また、現代科学を離れた生活はあり得ない状況であれば、いずれの立場でも、現代西洋医学を抜きに医学・医療を語れないであろう。そして、もう一つ加味しておかなければならないのは、上記3グループの割合を調査すると、3つグ

ループにそれぞれの割合の順位はあるものの、結局は、①+②、①+③というように、両者を患者の病態に応じで使い分ける④折衷的な立場のグループが最も割合が高いと云う事である¹⁾。

このように見ていくと、「西洋医学との統合と融合の模索」をするか「独自の方向性を模索」をするかという鍼灸に対する問いは、現実的な社会状況からは、余り明確な答えを導きにくいかも知れない。だが、その一方で、1990年代以降、CAM(Complementary and Alternative Medicine、補完代替医療)を目指した動きがあったが、現在では統合医療(Integrative Medicine)を模索する動きの方が目立つ。日本鍼灸はどの様なあり方が求められるのか、鍼灸の存在、地位の有り様をどの様に考えるのか、もう少し、議論と試行の時間が必要である。

現在の鍼灸の存在の仕方は、単純にガバナンス の力で決めていくような話ではないであろう。鍼 灸界を構成している人たちがどういう鍼灸界に していきたいかを打ち出す必要がある。

(3) 鍼灸の存在価値

日本国民のほぼ100パーセントが、西洋医学を受療している状況であることを前提として鍼灸を考える必要がある。西洋医学と鍼灸が対抗する構図にあるのではなく、並列していけるか、あるいはそれぞれが役割を分担していけるか否かということに、少しずつ明確なものを見出すことが大事であると考える。それには、どのような動きがあるかを見ておきたい。

1) 東洋医学の世界遺産登録

さて、鍼灸は、古い歴史があるので価値がある、 とよく言われる。つまり、2000 年前に誕生し、現 代まで続き、現代においても意味があるものなの で価値があるということになる。

その例として、例えば韓国では 2011 年に『東 医宝鑑』をユネスコの世界遺産に申請・登録し、 中国は『本草綱目』と『黄帝内経』を 2011 年に 登録し、さらに、「中医鍼灸」も京劇と一緒に、す でに登録している。ユネスコの無形文化遺産に登 録されるということは、東洋医学が、単に、過去 の古い医学なのではなく、現在にその考え方が活 かされる、意味がある医学と考えられていること を示していると言えよう。

鍼灸については、中華民族の知恵と創造力が生 み出した優れた文化のひとつであり、現在も実践 的医療として脈々と受け継がれている点や、完成 された知識体系、また健康への寄与も少なからぬ ものがあり、重要な文化的遺産であると意義づけ、 無形文化遺産としてユネスコはリスト入りさせ た。しかし、日本の鍼灸や漢方の関係では、残念 ながら、まだ1件も登録されているものはない。

2) 有効な臨床効果をあげる

もちろん、鍼灸臨床家が日々努力しているように、優れた治療効果を出して、患者さんに鍼灸を認めてもらうということも大事である。患者さんが治って、評価することに意味を見いだす考え方であり、そのための講習会や勉強会がたくさん存在することも、そのことを表している。

3) 鍼灸の有効性の立証

さらに、有効性を科学的に証明するために、鍼灸師は、全日本鍼灸学会、温泉気候物理療法学会、日本生理学会などに所属し、有効性の研究を進めてきた。鍼灸の安全性についても、安全性ガイドラインなどを作りながら努力をしてきた。

このような努力は、地位の不安定さを解消して、 しっかりしたものにしていこうという強い思い がその基本にあったであろうし、パブリック・ガ バナンスであるとも言える積み重ねであったと 言うことができるであろう。

4. 鍼灸の世界への普及

現在、鍼灸が非常な勢いで世界に広がっているが、このことはガバナンスの構築とどの様な関係にあるのであろうか。

(1) 15~19世紀;ヨーロッパの文化・文明が 世界へ伝播、西洋医学が国学へ

13~15世紀は、モンゴルの1国世界支配であったが、15~17世紀には、モンゴルが衰退し、オスマントルコが地中海を中心に覇権を握った。さらに、ポルトガル、スペインなどが興隆し、世界の新航路を開拓しようとした。それらの国々に、イギリス、フランス、オランダなども加わり、ヨーロッパの国々はアフリカ、アジア、アメリカの国々を開拓し、世界を植民地化した。そして、世界の富が欧州に集まると言われるような状況となった。

そして、18~19世紀には、アメリカ合衆国を含む欧米から、アフリカ、アジア、アメリカへ文化・文明が伝播した。もちろん、欧米の文化文明の一分野であった西欧医学も世界へ広がった。

日本は 19 世紀半ばまで半鎖国状態であったと

既に述べたが、アジア侵略の一つとして日本にも 欧米の国々が開国を迫った。明治維新は 1868 年 であるが、明治7年 (1874年) には、日本にはプ ロシア医学 (ドイツ医学) を基本にした医制がで きる。東洋医学を捨て、西洋医学を国の医療行政 の中心に据えるということになった。

(2) 20 世紀: アジアの民族医学の復権

このように、19世紀には、西洋医学がアジアの国々の医学となったが、20世紀の半ばからアジアの国々の復権の気運が高まり、多くの国がヨーロッパからの支配から独立した。各民族が固有に有していた民族医学の見直しが盛んになり、東洋医学にも再び注目が集まるようになった。

1972 年、中国は日本および米国と国交正常化するが、中国は資本主義圏と国交を正常化する際の戦略の一つとして、鍼麻酔を前面に押し出し、古い歴史と最先端の医学が融合した国として、中華人民共和国を世界に認識させようとした。そして、その後の40~50年の間に、鍼灸は世界へ着実に普及してきた。

欧米が鍼に驚き、興味を抱き始めた時代は、70~80年代であり、学校教育を行い、各国で制度を確立する動きが明確になったのが90年代~2000年代であった。その流れは現在も止まらず進んでいる。各国が東洋医学を受け入れる時期に、

CAM(Complementary and Alternative medicine)や統合医療の考え方が欧米から生まれ、鍼灸は、ヨーロッパでは12か国で制度化される状況まできている。そのような世界の潮流を見据えながら、中国はISOで鍼灸・漢方薬を標準化し、WHOのICD-11(国際疾病分類)の中に東洋医学の証を入れるなど、世界規模で中医学を普及させようとしている。

それは、2000年代以降、中医学の世界戦略をデザインしてきた中国の李振吉 ²⁾ が、2009年に、中医薬国際標準化が持つ重要な意味について、次のように述べていることでも分かるであろう。

「その設立(ISO/TC249の設置)は、中医薬国際標準化のあらゆるルート(ISO、WHO、およびWFCMSや世界鍼灸学会連合会・WFASといった中医薬国際組織)が開通したことを意味する」と。中医学を世界標準化していくことを国家戦略として進める道筋をつけたことを明らかにした分けである。

このような中国の中医学に関する国家戦略(ガ

バナンス)を見ると、日本の東洋医学分野、鍼灸分野のガバナンスは、非常に脆弱に見える。ISOや ICD の会議において、世界的な鍼灸の動向を見極め、日本鍼灸の行く末を模索することの意義を日本鍼灸界はまだ余り高くは評価していないのかも知れない。これも日本鍼灸のガバナンスの現実の一側面ということであろう。

Ⅲ. 日本鍼灸のガバナンス

では、日本鍼灸のガバナンスとは、どのようなものと考えられるであろうか。

鍼灸界における意思決定、執行、監督に関わる 機構が日本鍼灸のガバナンスであり、鍼灸の効率 的かつ健全な活動を可能にするシステムという ことである。具体的には、鍼灸の健全な臨床行為 を監視する管理機構、非効率・不健全な行為をす る治療者への制裁、鍼灸の社会的責任を果たすべ く方策の確立ということになる。しかし、そのよ うな組織が日本鍼灸界に存在しているであろう か。

1. 鍼灸監視の管理機構

鍼灸の健全な臨床行為の監視をする管理機構は、厚生労働省の免許交付、専門学校の教育、保健所への開業届け出、などを通して管理することになる。つまり、東洋療法研修支援財団が国家試験を実施して、厚労省の肩代わりをすることで、臨床の一定の水準を保とうとし、文部科学省が、設立を申請してきた大学に鍼灸を教える適切な場として認可を出すか出さないか、また資格支援学校、盲学校はすべて文科省が管轄しているわけで、管理運営は一定程度行われている。これが日本鍼灸に対するガバナンスの現状であると言える。

あるいは、非効率・不健全な行為をする治療者への制裁のために、医道審議会があり、免許取り消し等を行っている。また、鍼灸の社会的責任を果たすための方策の確立についても、東洋療法学校協会が教育の質を担保している。さらに平成30年度からは、国家試験受験資格の単位数を100単位まで増やしている。それに、学術団体が、鍼灸の有効性・安全性の研究をし、師会・業団が講習会・啓蒙活動等を行っている(図2)。それらが総合的にガバナンスの要素であると言えるであろう。

- 鍼灸の健全な臨床行為の監視のための管理機構⇒厚生労働省:免許交付、専門学校管轄
 - ⇒保健所:開業届出、
 - ⇒東洋療法研修試験財団:国家試験
 - ⇒文部科学省:大学認可、視覚支援学校管轄
- 非効率・不健全な行為をする治療者への制裁⇒医道審議会(2):免許取り消し等
- 鍼灸の社会的責任を果たすための方策の確立(4)
 - ⇒東洋療法学校協会:教育の質の担保
 - ⇒学術団体(3):鍼灸の有効性・安全性の研究
 - ⇒ 師会・業団:講習会・啓蒙活動

図2 日本鍼灸のガバナンス

2. 医道審議会

医道審議会は、厚生労働省の審議会の一つで、 日本医師会会長、日本歯科医師会会長、学識経験 者の中から、専門委員は、該当する専門事項の学 識経験者の中から、厚生労働大臣が任命した 30 名ほどで構成され、二年の任期で仕事をしている。 そしてその中に分科会があり、医道分科会、医師 分科会、歯科医師分科会、保健師助産師看護師分 科会、理学療法士作業療法士分科会、あん摩マッ サージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師 分科会、薬剤師分科会、死体解剖資格審査分科会 があり、ここで免許取消・停止などの行政処分と その手続を行っている(下線、筆者)。また、各種 国家試験の内容・合格基準作成、等に関する諮問 に対して、答申も行っている(図 3)。

- ・分野別に分科会を置く。
- 分科会: 医道分科会、医師分科会、歯科医師分科会、保健師助産師看護師分科会、理学療法士作業療法士 分科会、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及 び柔道整復師分科会、薬剤師分科会、死体解剖資格審 育分科会
- ・権限: 医師、歯科医師、理学療法士・作業療法士などの 免許取消・停止などの行政処分とその手続を行う。

看護師等の人材確保に関する指針作成、死体解剖保存法に基づく死体解剖資格の認定、各種国家試験の内容・合格基準作成、等に関する諮問に対して、答申することなどが定められている。

図3 医道審議会の役割

3. 鍼灸学術団体

その他に、全日本鍼灸学会、日本伝統鍼灸学会、 日本東洋医学系物理療法学会、また、研究会、講習会など鍼灸学術団体も少なからずある。これら は、パブリック・ガバナンスの一形態と言えるのではないであろうか。2016年に日本(つくば/東京)で世界鍼灸学会連合会(World Federation of Acupuncture-Moxibustion Societies, WFAS)が開催されたときの参加鍼灸団体を図4に示す(図4)。

- •全日本鍼灸学会、•日本伝統鍼灸学会、
- •日本東洋医学系物理療法学会、
- •日本良導絡自律神経学会、
- •経絡治療学会、・東洋はり医学会、・積聚会、
- •日本中医学会、·日本臨床鍼灸懇話会、
- •古典鍼灸研究会(付詠学会)、・(一社)北辰会、
- •新医協鍼灸部会東京支部、東方会、和ら会、
- •鍼灸経絡研究紘鍼会、・長野式臨床研究会、
- 日本小児はり学会、・東京九鍼研究会、等

図4 日本鍼灸学術団体 (WFAS2016副会頭)

4. あはき等法推進協議会

あはき等法推進協議会という機関がある(図 5)。

- ・社団法人全日本鍼灸マッサージ師会
- 社団法人日本鍼灸師会
- ・社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会
- 社会福祉法人日本盲人会連合
- ・ 社団法人全国病院理学療法協会 (医療機関に勤務するマッサージ師の団体)
- 社団法人東洋療法学校協会
- 日本理療科教員連盟

図5 あはき等法推進協議会

ご存じのように、1988年に鍼灸、あん摩の法改正が実現した。その内容は、修業年限を中卒5年課程から高卒3年課程に改め、資格試験が都道府県知事の資格から厚生大臣の発行する国家資格になり、学校・養成施設への入学資格が大学入学資格に引き上げられた。また厚生大臣の指定を受けられる用件を備えた機関(財団)を設立する必要があり、東洋療法研修試験財団が設立された。そのため、それまでバラバラに動いていた鍼灸の7団体が団結して法律改正を実現させようと努力し、それを実現させた。そして、その後も協力して、あはき界の問題について意見交換をして、あはき界の発展を推進してきた。これが、「あはき等法推進協議会」である。

平成 29 年に鍼治療が長胸神経麻痺を起こした

という報道がなされたが、それに対し、株式会社 読売巨人軍代表取締役社長に対し、学術・教育・ 業団(公益社団法人 全日本鍼灸学会、日本伝統鍼 灸学会、公益社団法人 日本鍼灸師会、公益社団法人 日 本あん摩マッサージ師会、公益社団法人 日 本あん摩マッサージ指圧師会、公益社団法人 全 国病院理学療法協会、社会福祉法人 日本盲人会 連合、公益社団法人 東洋療法学校協会、日本理療 科教員連盟)などの主要な鍼灸団体が、公開質問 状を出した。これを中心となって進めたのが、あ はき等法推進協議会であるが、このように鍼灸の パブリック・ガバナンスと言える動きを進めてき た協議会である。

5. JLOM 鍼灸関係 4 団体代表者会議

それから、JLOM 鍼灸 4 団体代表者会議があ る。この会議はJLOM(注1)の関連する団体と して作られた。JLOM というのは、鍼灸の国際的 な動きが盛んなってきたので、対外的な動きに対 して鍼灸関係の団体間で意思をまとめながら活 動するべきあるという事で、漢方や、漢方の製薬 会社や、鍼灸関係団体、それに、厚労省や経産省 などもオブザーバーとして参加する会議を行っ ている。日本の東洋医学の方向性を話し合い、主 に国際的な問題に対応していこうという団体で ある。その団体の中に、全日本鍼灸学会、日本伝 統鍼灸学会、日本鍼灸師会、東洋療法学校協会の 4団体が入っている。そこで、日本の鍼灸団体を 代表する4団体が、横の連絡をとりながら対外的 な動きに対する活動を後押するために設立した のが標記の会である。まだ新しい会であるが、こ れも鍼灸の対外的な動きに関するガバナンスを 担う会に発展する可能性はある。

注 1: JLOM とは、Japan Liaison of Oriental Medicine の略で、日本東洋医学サミット会議である。鍼灸界では日本東洋医学会、全日本鍼灸学会、日本鍼灸師会、東洋療法学校協会が加盟している。

6. 鍼灸のパブリック・ガバナンス;メディア

鍼灸のガバナンスについて述べてきたが、一つ 忘れてはならないのが、パブリック・ガバナンス である。それは具体的には、日本の鍼灸界では、 雑誌が果たしてきたと言えるのではないであろ うか。これも、組織的な動きをするものではない が、日本の鍼灸界の声を代弁し、また、考え方や 方向性に影響を与えてきたものであると言えよ う。

1) 鍼灸関係商業雑誌

日本の鍼灸の雑誌としては、『医道の日本』が最も長く続いている。戦後の日本の鍼灸界を牽引してきたと言っても過言ではないであろう。その他には、『鍼灸 OSAKA』、『中医臨床』、『週刊・あはきワールド』などがある。

2) 学会関係雑誌

学会、準学会、講習会、研究会、大学などが発行する雑誌には、一部は既に述べたが、他には、『全日本鍼灸学会雑誌』、『伝統鍼灸』、『経絡治療』、『日本良導絡自律神経学会雑誌』、『日本東洋医学系物理療法学会誌』、『東方医学』、『臨床針灸』、『日本東洋医学会雑誌』、『日本鍼灸史学会論文集』、『東洋医学会雑誌』、『日本鍼灸史学会論文集』、『東洋医学とペインクリニック,Oriental Medicine and the Pain Clinic』、『経絡鍼療』、『季刊内経』、『砭石』、『東洋療法学校協会学会誌』、『明治国際医療大学誌』、『関西医療大学紀要』等がある。それぞれのグループにおいては、それらの雑誌は、その組織の考え方の発表の場であり、意見交換や学術的な交流の場として機能してきた

7. まとめ

このように、鍼灸に関わる国、行政、学校、鍼灸の学術、業団体等が、鍼灸について、一定の方向性を見いだすための活動をそれぞれ行っている。

これらが、日本鍼灸のガバナンスと言えるものであろう。

IV. 終わりに

日本鍼灸におけるガバナンスについて述べた。 これまで述べたように、日本の鍼灸の過去や現状 に、ガバナンスが存在していないわけではない。 国の立場のガバナンスはもちろんのこと、パブリック・ガバナンスと考えられる民間の立場での学 会、業団、マスメディアなどが存在することで、 ガバナンスが発揮されてきたと言えるのではないであろうか。

しかし、それは、鍼灸師がその存在の意義を認め、またガバナンスが、鍼灸師の社会的地位や鍼灸の評価を高める役割を担うものであることが必要である。これまで日本鍼灸のガバナンスについては余り語られてこなかったが、もっと積極的に、ガバナンスの議論が行われてしかるべきであろう。

V. 文献

- 1) 小川卓良,形井秀一,箕輪政博,「第5回鍼灸業態アンケート集計結果」,医道の日本誌2011;70(12):201-44.
- 2) 李辰吉,中国中医薬報,2013.3.27.